

守山市自殺対策計画
最終評価報告書（案）

令和●年●月

守山市

第1章 この報告書の考え方について

1 「守山市自殺対策計画」の策定趣旨

自殺の予防は社会的な問題であるという基本認識のもと、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きがいや希望をもって暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを促進するための環境整備の充実を図るため、平成31年3月に策定したものです。

保健・医療・福祉・教育・労働・その他の関連施策との連携による「生きることの包括的な支援」を行うことで、「誰も自殺に追い込まれることのない守山市」をめざした取組を進めてきました。

2 評価の目的と方法

(1) 目的

この評価は、令和元年度から令和3年度の計画の進捗・達成を評価することで、後継となる計画策定に向けた計画課題と基本的な方針を得る目的で行ったものです。

(2) 方法

計画した目標値に対する現状値の評価、重点的な取組、基本目標ごとの取組の評価を行うとともに、関連する主要統計の分析、最終評価に合わせて実施した市民意識調査結果の分析を踏まえることで、後継となる計画の課題と方針を整理しました。

ア. 目標値に対する現状値の評価

自殺者数と自殺死亡率についての目標値に対しての、現状値を評価します。

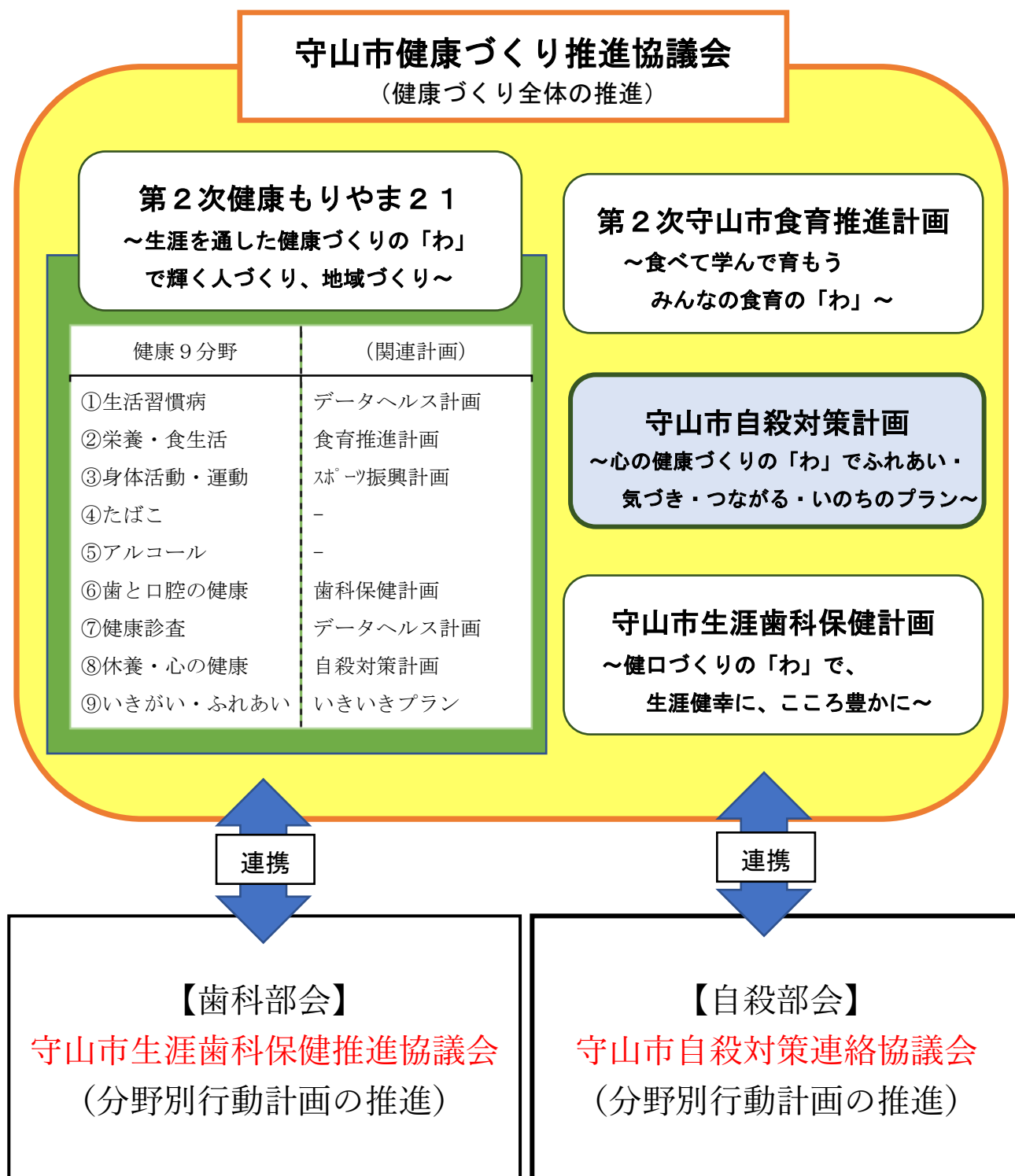
イ. 重点的な取組と基本目標ごとの取組の評価

評価シートを用いて「取組の自己評価」「主な成果」「課題／今後の方針」を把握するとともに、ヒアリング調査を行い、計画した取組の達成状況と成果を考慮して（A～D）で評価しています。

A	計画通り達成できた。
B	概ね計画通り達成できた。
C	計画通りやや達成できなかった。
D	計画通り達成できなかった。

(3) 体制

「第2次健康もりやま21」「第2次守山市食育推進計画」「守山市自殺対策計画」「守山市生涯歯科保健計画」の一体的な進捗管理を行っている庁内関係部署で構成する「守山市健康づくり庁内推進会議」および学識経験者、関係機関・団体等などの健康づくりに関連した分野の代表で構成する「守山市健康づくり推進協議会」に諮り、最終評価のとりまとめを行いました。



第2章 施策の実施概況

1 目標に対する実績値

守山市の自殺者数・自殺死亡率は、概ね横ばいで推移しています。

●目標と実績値

項目	指標		実績値					目標
			H29 (当初)	H30	R 1	R 2	R 3	R 5
自殺者数の減少	自殺者数		11 人	13 人	11 人	10 人	13 人	当初実績値より減少させ、0に近づける
自殺死亡率※の減少	自殺※死亡率	市	13. 41	15. 72	13. 23	11. 94	15. 38	当初実績値より減少させる
		県	8. 33	14. 51	16. 27	15. 90	16. 14	
		国	9. 87	16. 18	15. 67	16. 44	16. 44	

※ 人口10万人あたりの自殺者数

2 重点施策の実施状況

計画に掲げた重点施策の実施状況は、以下のとおりです。

(1) 子ども・若者への支援

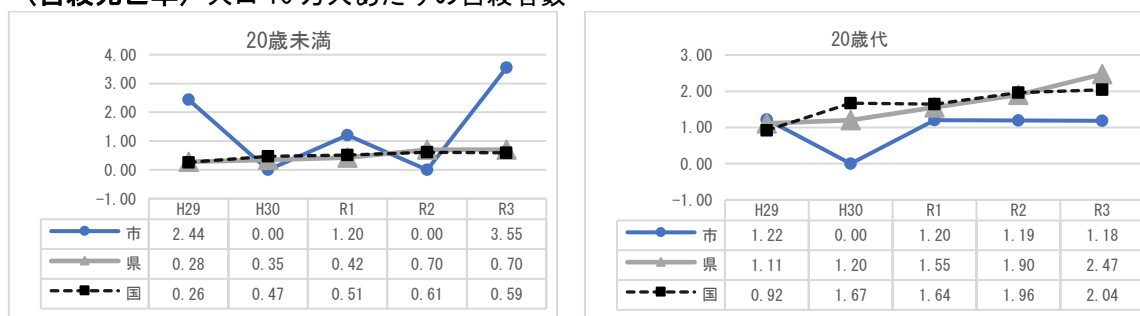
- (1) 支援が必要な妊産婦に対して、適切な支援体制を整える。
- (2) 児童・生徒が適切な援助希求能力が身に付けられるような教育の推進とSOSを受け止められる環境づくりに取り組む。
- (3) 不登校やひきこもりの若者とその家族に対して、相談窓口の啓発や相談支援を行う。

(関連計画) 第2次健康もりやま21(休養・心の健康)

●実績値の推移

直近の20歳未満や20歳代の自殺死亡率は、国・県はわずかに上昇傾向にあります。一方で、守山市の自殺死亡率は年によって差はあるものの概ね横ばいであり、全国における自殺死亡率の順位も、計画策定当初と大きく変化はありません。

(自殺死亡率) 人口10万人あたりの自殺者数



出典：「地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）」

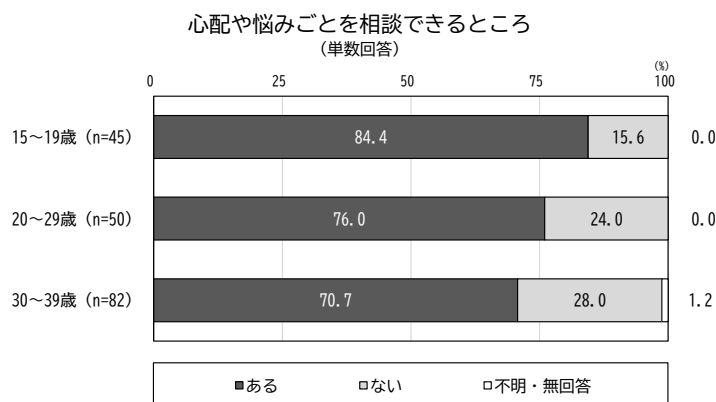
(守山市における、自殺の特性評価における全国市町村ランク)

	H30 (H25～H29 計)	R3 (H28～R2 計)
20歳未満	上位10～20%	上位10～20%
20歳代	上位20～40%	(上位40%未満)

出典：「地域自殺実態プロファイル2021（自殺総合対策推進センター）」

■ 市民アンケート調査結果

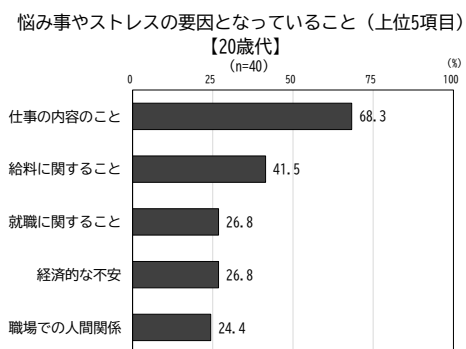
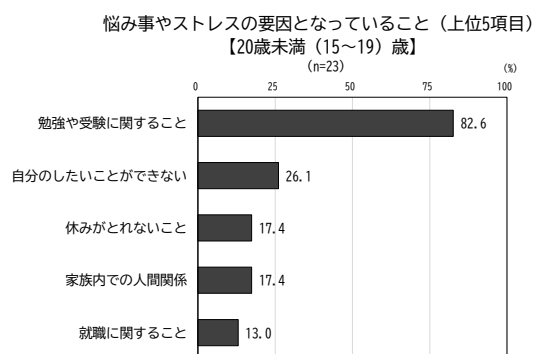
【心配や悩み事の相談できるところ】



【20歳未満、20歳代の相談先】

	家族	友人	職場の人	学校の先生	内科 医療機関 (医師等)	内科 医療機関 (精神科・心療)	相談 の機関 (保健所・市役 所)	相談 する相手 がない	その他	不明・無 回答
15～19歳 (n=45)	60.0	80.0	0.0	22.2	0.0	0.0	2.2	6.7	8.9	0.0
20～29歳 (n=50)	70.0	64.0	26.0	6.0	4.0	2.0	0.0	10.0	2.0	0.0
全体 (n=639)	66.7	48.2	16.3	2.0	5.3	3.8	2.7	12.2	4.5	1.7

【20歳未満、20歳代の悩み事やストレスの要因となっていること】



心配や悩み事を相談できるところのない人が1.5割～3割弱います。前回調査と比較検定したところ、相談できるところがないと回答した人の割合に差はありませんでした。

実際に悩み事等があった時の相談先としては、「家族」「友人」が、10代では「学校の先生」も多くなっています。

心配や悩み事の内容としては、10代では「勉強や受験に関すること」が、20代では「仕事の内容のこと」「給料に関すること」が多くなっています。

＜評価の総括＞

評価	B (概ね計画通り達成できた)
実績概要	ア 妊産婦への取組 ・ネウボラ面接で使用する妊婦問診票について、精神疾患に関する項目の見直しを行った。また、新生児訪問で使用する EPDS 問診票により、産後の母親の精神状態についてモニタリングを行った。 ・ネウボラ会議において、医療機関との連携が必要な妊婦を早期把握し、医療機関へ情報提供を行った。 イ 児童・生徒への取組 ・令和2年度より、中学1年生に対して生徒の援助希求能力の向上を目的としたSOSの出し方教育・中学2年生に対して自尊感情を育むために命の大切さを学ぶ教育を実施した。さらに、令和3年度からは、小学4年生に対してメンタルヘルス予防教育を開始した。 ・スクールソーシャルワーカーを中学校区毎に配置し、さらに令和3年度からは各小学校にも配置した。また、スクールカウンセラーややすらぎ支援員による相談も行い、様々な課題を抱える児童・生徒の悩みに寄り添った支援を行った。 ウ 生きづらさを抱えた若者への取組 ・精神疾患や発達障害などによるひきこもりの本人・家族への相談を行った。また、若者の仕事の悩みについて臨床心理士による相談や職業安定員による就労相談を行った。 ・ひきこもり当事者が、外出するきっかけになる場としてカフェインクを開設した。
評価と課題	・ネウボラ面接や新生児訪問でスクリーニングをかけることで、ハイリスク妊産婦の早期発見・早期支援を行うことができた。また、健診等の機会を通して、子育てに関する悩みに寄り添うことができた。 ・児童・生徒に対して、援助希求能力の向上と自尊感情を育むための授業を実施し、前後の市民アンケート調査結果より、困った時に助けを求めることへの理解や、自分自身を大切にすることについて理解が深まった。また、市民アンケート調査結果では、全世代の中で10歳代が最も相談できる人が「いる」と回答した割合が高かった。授業を一時的な学びにならないよう、学校教育の中で継続して伝えていく必要がある。 ・子どもや若者がSOSを出した際に、教員や周囲の大人がしっかりと受け止められるよう、SOSの受け止め方について学ぶ機会を確実に進める必要がある。 ・また、相談を必要とする児童・生徒（保護者）が増加しているなか、子どもや若者が安心して相談できるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関が連携できる体制を引き続き整備する必要がある。 ・専門的な立場でアセスメントを行うことで、生徒一人ひとりに合った個別計画を立案することが出来た。さらに、スクールソーシャルワーカーを各中学校、小学校に配置したことで、小中学校での連携がスムーズに行えるようになった。 ・発達障害やひきこもりなど生きづらさを抱えた若者の相談を行い、それぞれのケースに寄り添った支援を関係課と連携しながら行うことができた。 ・ひきこもりに関する問題は顕在化しにくく、本人にはつながらない、長期化している、当事者に問題意識がないなどといった状況に根気強く対応していく必要がある。
今後の方針	・妊産婦への相談・支援の質の向上のため、体制をフロー化するなどの仕組みづくりを構築していく。 ・児童・生徒に対するメンタルヘルス予防教育を継続することに加え、学校生活のなかでも、繰り返し「SOSを出すこと」、「自分を大切にすること」などについて触れる機会を設ける。 ・周囲の大人がSOSを受け止めることが出来るよう、また適切なタイミングでスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが関わられるよう、学校の体制を整えている必要がある。 ・ひきこもりなどで社会から孤立している若者とその家族に対して、その人の課題に寄り添った支援を行いながら、社会参加や社会復帰に向けた取組を推進する。

<取組の詳細>

ア. 妊産婦への取組

① ネウボラ面接※の実施

母子健康手帳発行時に、保健師または助産師が個別に面接を行い、身体・精神・社会的な面から妊婦の状態を把握しています。面接で使用する妊婦問診票の精神疾患に関する項目の見直しを行い、より正確な状況把握に努めたことで、ハイリスク妊婦の早期発見・関係機関と連携した早期支援につながりました。

また、ネウボラ会議において、医療機関と早期に連携が必要な妊婦について捕捉するとともに、医療機関への情報提供により、妊娠期の医療機関との連携と支援を行っています。

※ ネウボラ面接とは、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、母子健康手帳の交付時に保健師・助産師が妊婦の方と行う面接のことです。

② 産後うつの発見

新生児訪問において、EPDS問診票により産後の母親の精神状態についてモニタリングを行うことで、産後うつの早期発見と早期支援に努めています。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
ネウボラ 面接 実施者数	814人 (転入妊婦含む) うち、要フォロー者181人 (22.1%)	829人 (転入妊婦含む) うち、要フォロー者163人 (要フォロー率19.7%)	872人 (転入妊婦含む) うち、要フォロー者117人 (要フォロー率13.4%)
新生児訪問	752件	709件 (うち48件は他市へ依頼)	736件 (うち43件は他市へ依頼)

③ 赤ちゃん訪問・子育て全般の相談

家庭や育児に関わる相談、母子・父子自立支援員による各種相談（就労・生活・養育等）や生活困窮者への経済的支援（貸付）、また、DVに関する相談支援を実施し、関係機関と連携して継続的な支援を行っています。

④ 子育てに関する相談先の周知・啓発

子育て応援ハンドブックを配布し、広く相談窓口の周知啓発を行っています。さらに、健診時には、主訴に応じた相談窓口を案内しています。

イ. 児童・生徒への取組

① 「命の尊さ」「自分の大切さ」をテーマにした学習活動の実施

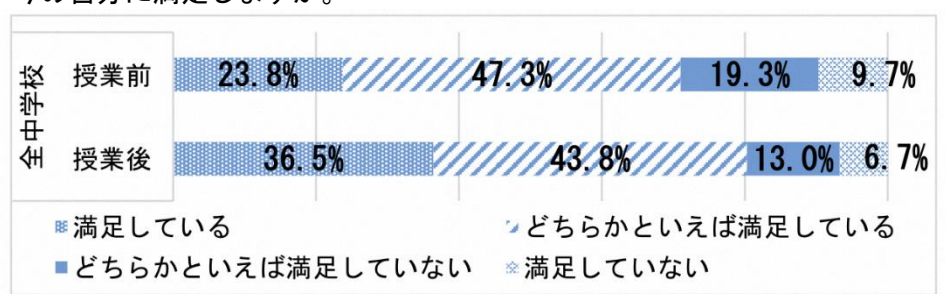
児童・生徒が、困難に直面したときに周囲の大人に助けを求めることができるよう、中学1年生に対して、SOS の出し方教育を実施しています。授業を通じて、相談することの大切さを学ぶことに繋がりました。

	令和2年度	令和3年度
SOSの出し方教育	850 人	889 人

また、「命」をテーマとした授業等を通して、自他の生命を尊重するこころの育成を図ることを目的に中学2年生に対して、命の大切さを学ぶ教育を実施しています。授業後に、生徒の自己肯定感が高まるといった効果が得られています。

	令和2年度	令和3年度
命の大切さを学ぶ教育（旧：誕生学）	836 人	816 人

今の自分に満足しますか。



出典：「令和3年度命の大切さを学ぶ教育 全中学校生徒対象アンケート」

さらに、令和3年度から小学4年生を対象にメンタルヘルス予防プログラム「こころあっぷタイム」を開始。モデル校3校に対して実施し、徐々に拡大の予定をしています。

いずれも、一時的な学びに留まらないよう、学校教育の中で自分自身の大切さや相談することの大切さについて伝えていきます。

② 学校における自殺対策マニュアルによる教育体制の整備

文部科学省発行の「教師がしっておきたい子どもの自殺予防」「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」を教職員に周知徹底することで児童・生徒の自殺予防に努めています。

③ いじめに関する対策について

守山市、市立各学校に「いじめ防止基本方針」を策定し、その方針にしたがって、いじめの早期発見、早期対応に努めています。

④ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、やすらぎ支援相談員による相談

こころの悩みを抱える子どもにカウンセリングを行うことで、こころの安定を図るとともに、子どものうつの早期発見・早期対応に向けて、教職員に対し知識の普及と意識の啓発を行っています。

⑤ 学校と保健分野の連携

児童・生徒への支援がスムーズに行えるよう、令和2年度より学校教育課と月1回のケース連絡会を実施しています。

ウ. 生きづらさを抱えた若者への取組

① 発達や発達障害に関する相談

発達に関する相談や就労・進路等について、関係機関と連携した支援を行っています。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
発達相談 延べ件数	160 件 (実件数 140 件)	145 人 (実件数 126 件)	169 人 (実件数 144 件)

② ひきこもりについての相談・支援

精神疾患や発達障害などによるひきこもりについて相談支援を行うとともに、若者の仕事の悩みについて臨床心理士による相談、職業安定員による就労相談を行っています。

生活支援相談課では、本市で始めた取組として、関係課横断的にみることができる支援カルテを用いて重層的支援を図っています。アウトリーチ支援が重要となっており、官民連携の下で開設した、社会参加の場所地域交流拠点「C a f e ´ I n k MORIYAMA (カフェ インク モリヤマ)」を活用して、一人ひとりに応じた社会参加を実現していきます。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
ひきこもり相談 延べ件数	44 件 (実件数 13 件)	46 件 (実件数 12 件)	85 件 (実件数 12 件)

(2) 高齢者への支援

- (1) 高齢者とその支援者が問題を抱え込まないように、相談窓口の周知啓発を行う。
- (2) うつや閉じこもり状態にある高齢者を早期に把握し、適切な支援につなぐ。
- (3) 認知症の人とその家族が地域で安心して生活できるよう、認知症サポーターを養成する。
- (4) 本人の安定・介護者の負担軽減のため、本人の状態に応じた医療・介護サービスにつなぐ。

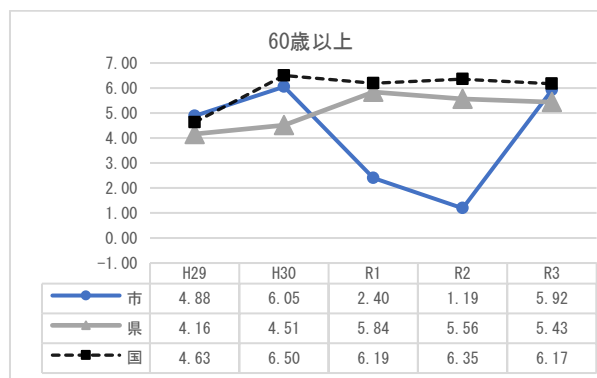
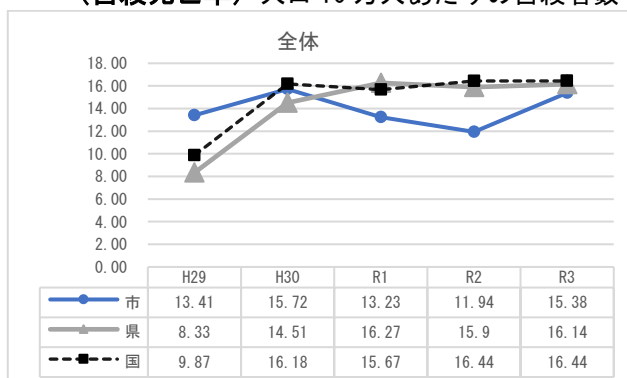
(関連計画) 第2次健康もりやま21 (休養・心の健康)

守山いきいきプラン2021 (第8期守山市高齢者福祉計画・守山市介護保険事業計画)

●実績値の推移

国の60歳以上の自殺死亡率は、平成30年に上昇し、その後、概ね横ばいとなっており、滋賀県においては、令和元年に上昇し、その後、概ね横ばいとなっています。守山市においては令和元年と2年以外は県や国の自殺死亡率と概ね変わらない値です。また、全国的に見た順位も、計画策定当初と変化ありません。

(自殺死亡率) 人口10万人あたりの自殺者数



出典：「地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）」

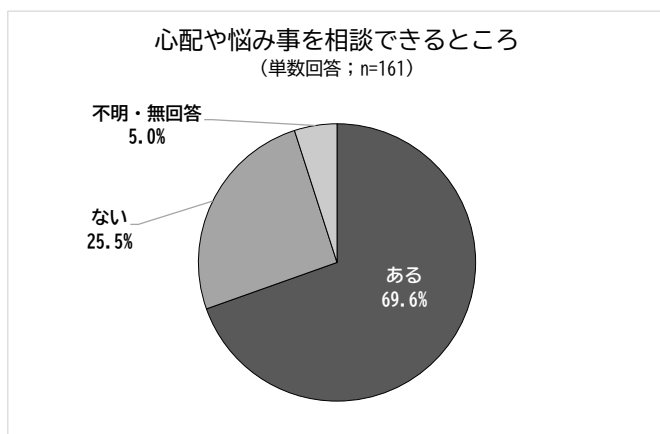
(守山市における、自殺の特性評価における全国市町村ランク)

	H30 (H25～H29 計)	R3 (H28～R2 計)
60 歳代	(上位 40%未満)	(上位 40%未満)
70 歳代	(上位 40%未満)	(上位 40%未満)
80 歳以上	(上位 40%未満)	(上位 40%未満)

出典：「地域自殺実態プロファイル2021 (自殺総合対策推進センター)」

■ 市民アンケート調査結果

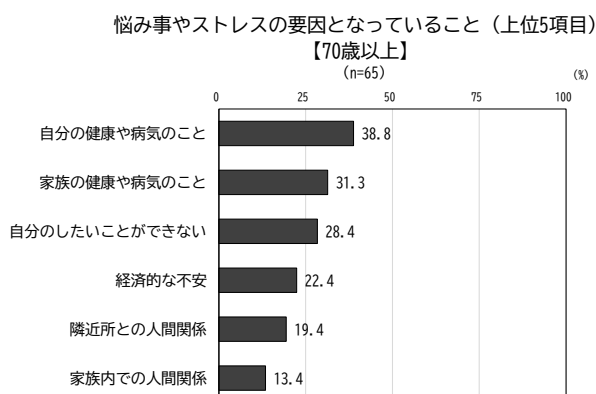
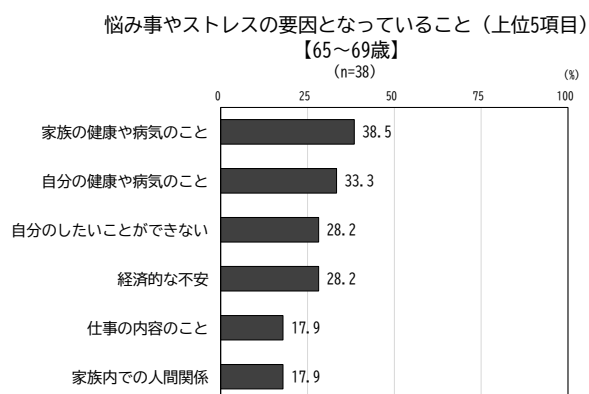
【65 歳以上の心配や悩み事の相談できるところ】



【65 歳以上の悩み事などがあった時の相談先】

	家族	友人	職場の人	学校の先生	医療機関（内科）の医師等	医療機関（内科）の医師等（精神科・心療）	相談機関（保健所・市役所）の電話等	その他	不明・無回答
65歳以上 (n=107)	66.5	42.2	6.8	0.0	5.0	8.1	5.6	6.2	1.9
全体 (n=639)	66.7	48.2	16.3	2.0	5.3	3.8	2.7	4.5	1.7

【65 歳以上の悩み事やストレスの要因となっていること】



心配や悩み事を相談できるところのない人が約 25%います。実際に悩み事等があった時の相談先としては、「家族」「友人」が多くなっています。

心配や悩み事の内容としては、家族や自分の健康や病気のことが多くなっています。

退職後、自宅にいる時間が増える 70 歳以上では、近所との人間関係に悩む方もいます。

＜評価の総括＞

評価	B (概ね計画通りに達成できた)
実績概要	ア. 窓口の周知啓発 ・生活圏域ごとに地域包括支援センターを設置し、健康イベントや地域での出前講座を通して相談窓口の周知啓発を行った。 イ. 高齢者の相談支援 ・各地区の担当者が民生委員児童委員協議会へ毎月出席し、地域支援者等との関係づくりを強化した。 ・出前講座や地域での高齢者の通いの場の支援を実施した。その中で、フレイル予防等に絡めてうつ・閉じこもり予防について説明を行った。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により通いの場への参加や外出を自粛している高齢者に対して、フレイル予防の運動に関する DVD の作成・配布を行った。 ・家族介護者訪問・教室を実施し、介護者およびその家族の状況把握に努めた。 ウ. 認知症高齢者への取組 介護者・介護保険事業者への取組 ・認知症初期集中支援チームによる受診支援や介護サービスの導入支援を行った。 ・家族介護者訪問・教室を実施し、介護者およびその家族の状況把握に努めた。 ・ケアマネジャー研修において、精神保健に関する講義を実施した。
評価と課題	・相談窓口の周知、家族介護者訪問、地域支援者等との関係づくりを強化したことで、支援が必要な人の早期把握・支援につなげることができた。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、閉じこもりやうつ状態になることを予防し、介護予防や社会参加の推進のために通いの場の整備や啓発資材の提供など、効果的な介護予防の取組を推進することが出来た。 ・高齢者や日常生活に支障をきたす状態の者への介護者負担を軽減するために、基幹型地域包括支援センターと圏域地域包括支援センター、その他関係機関との連携協力体制の整備や介護者が円滑に相談できるよう、訪問・研修などの支援を行うことが出来た。 ・しかし、市民アンケート調査結果では、悩み事を相談できるところが「ない」と回答した 65 歳以上が全体の 4 分の 1 いる。 ・老人クラブへの活動支援や高齢者サロン等の自治会活動を支援し、高齢者のいきがいづくりを促進した。 ・介護サービス従事者に対する研修では、精神疾患や依存症、介護負担による虐待など複数のテーマにニーズが存在する。 ・出前講座や通いの場に参加しない高齢者の中に、うつや閉じこもり等の課題を抱えているケースが多く、問題が顕在化するまでに時間を要する。 ・コロナ等により地域において孤立する恐れのある高齢者・その支援者が、地域とつながり、支援に結びつくよう、居場所づくり、相談方法の周知啓発を実施していく必要がある。
今後の方針	・機会がある毎に、高齢者に対して相談窓口を周知啓発していく。 ・民生委員・児童委員など地域の支援者と連携し、訪問・相談を実施し、うつ・閉じこもりの防止に努めるとともに、適切なサービスにつなげるよう支援する。 ・地域の力に加え、健康状態未把握者への訪問等、アウトリーチによるうつ・閉じこもりの早期発見、早期対応を図る。 ・精神疾患や認知症のある高齢者・家族に対して充実した支援を提供できるよう、介護サービス従事者に対して、複数のテーマでシリーズ化した講義を展開していく。

＜取組の詳細＞

ア. 窓口の周知啓発

① 高齢者の介護等についての相談

各圏域に地域包括支援センターを設置し、地域支援者等との関係づくりを強化して、支援が必要な人の早期把握に努めるとともに、健康イベントや出前講座等の機会を通して、相談窓口の周知啓発を行いました。

平成 28 年度 北部地区地域包括支援センター、令和元年度 南部地区地域包括支援センター
令和 3 年度 中部地区地域包括支援センター

イ. 高齢者の相談支援

① 高齢者のうつや閉じこもりの可能性のある人への相談支援

圏域地域包括支援センターの地区担当者が民生委員児童委員協議会に出席することで、地域支援者から情報収集等を行いながら、うつや閉じこもりの可能性がある人に対して保健師等による訪問・相談を行っています。

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
総合相談 件数	15,969 件 (実件数 4,017 件)	12,522 件 (実件数 4,123 件)	17,020 件 (実件数 3,664 件)

② 老人クラブや自治会活動を通じた生きがいのづくりの支援

出前講座や百歳体操などの場において、フレイル予防等のテーマと併せて、高齢者のうつや閉じこもり予防について普及啓発を図っています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により通いの場への参加や外出を自粛している高齢者に対しては、フレイル予防の DVD（もりやまプラス体操）を作成・配布しました。

③ 居場所づくりによる閉じこもり防止

老人クラブへの活動支援や高齢者サロン等の自治会活動を支援することで、高齢者の生きがいのづくりを促進しています。

ウ. 認知症高齢者への取組 介護者・介護保険事業者への取組

① 認知症サポーター養成と活動支援について

認知症に対する正しい知識を持ち、認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けをする認知症サポーターの養成に努めるとともに、その活用に努めています。

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
認知症サポーター 養成講座	33 回 延べ 1,634 人	21 回 延べ 1,171 人	20 回 延べ 879 人

② 認知症初期集中支援チームによる早期支援

認知症初期集中支援チームによる受診支援や介護サービスの導入支援を行っています。

③ 認知症介護者への訪問

認知症高齢者を介護している介護者を対象に訪問し、介護負担の軽減を図っています。

	令和元年度	令和２年度	令和３年度
認知症 家族介護者訪問等	308 件	112 件	139 件

(3) 生活困窮者への支援と無職者・失業者への支援

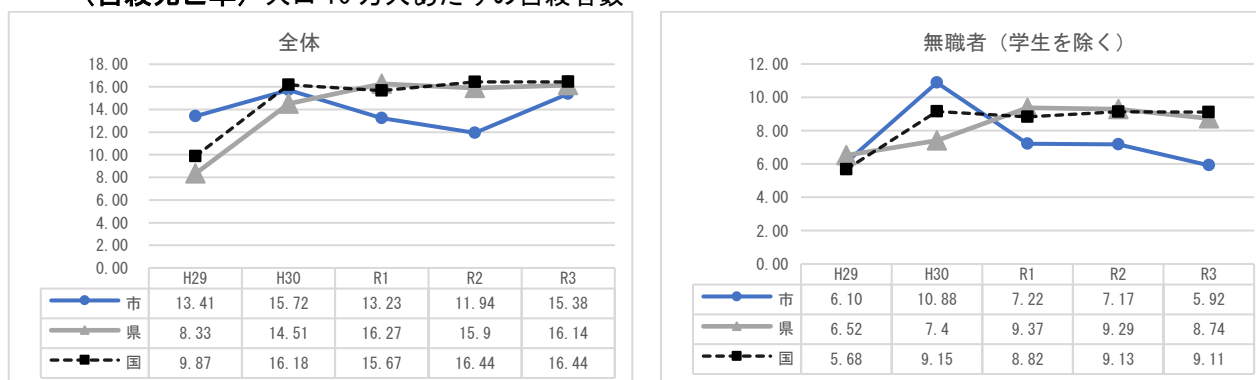
- (1) 生活苦による自殺のリスクが高い市民に早期に支援介入を行う。
- (2) 多重債務や消費生活問題に対する相談支援・窓口の周知啓発を行う。

(関連計画) 第2次健康もりやま2 1 (休養・心の健康)

●実績値の推移

滋賀県の学生・生徒等の自殺死亡率は概ね横ばいとなっていますが、無職者の自殺死亡率は令和元年以降でやや上昇しており、新型コロナウイルス感染症の影響が推察されます。守山市の自殺死亡者においても、自殺者のうち経済的な問題が理由で自殺した者の割合は令和2年がピークで増加傾向となっています。昨今の経済事情等により、今後生活困窮や経済的問題を抱える人は増えることが予想されるため、生活困窮者への支援が必要です。

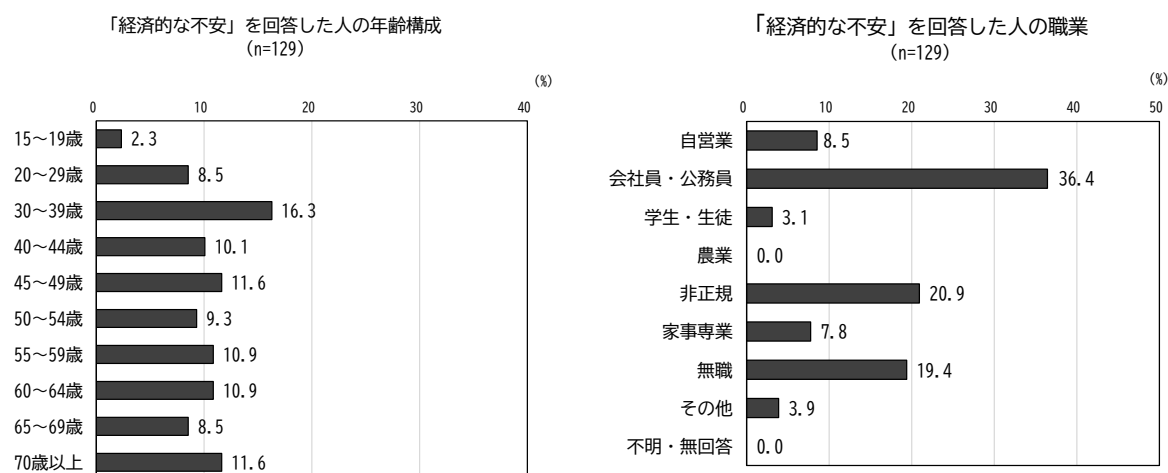
(自殺死亡率) 人口10万人あたりの自殺者数



出典:「地域における自殺の基礎資料 (厚生労働省)」

■ 市民アンケート調査結果

【経済的な不安が悩みとなっている人の年代・職業】



※職業で「漁業」を回答した人がいなかったため、選択肢から割愛

経済的な不安を感じている人の年齢、職業をみると、すべての年代で感じていることが分かります。また、職業については、自営業で経済的な不安を感じている人が多くなっています。

<評価の総括>

評価	B (概ね計画通り達成できた)
実績概要	ア. 困窮の脱却に向けた取組 ・ 重層的支援体制を開始するなか、新型コロナウイルス感染症の影響による生活困窮相談をはじめとした多くの相談を受け、関係機関と連携して本人に寄り添った支援を行った。 ・ 「社会との関わりに不安がある」「他の人とのコミュニケーションがうまくとれない」など、直ちに就職が困難な人に対し、就労安定推進員による就労相談を実施した。 ・ 家計に課題を抱える人や家計管理が困難な人に対して、家計収入の適正化や生活再建支援を行った。 イ. 多重債務・消費者問題への取組 ・ 市広報や有線放送、出前講座等で消費者問題の相談窓口について啓発するとともに、法テラスや弁護士会、民生委員や地域包括支援センターと連携して、多重債務問題に取り組み、債務整理につなげた。
評価と課題	・ 複合的な課題を抱えている生活困窮者は、自殺のリスクを抱えている人が少なくなく、重層的支援体制を立ち上げるなか、自殺対策に係る関係機関と緊密に連携し、効果的かつ効率的な支援を行うことができた。 ・ 生活困窮世帯の子どもにおいては、生活面に課題があることが多いため、学習支援に加え生活支援や居場所づくりが必要である。 ・ 生活困窮や多重債務・消費者問題を抱えている人の中には「一度就労につながっても継続して就労することが困難である」「根本的な解決ではなく一時的な救済を求める」人などがある。対象者の生活状況を踏まえて、問題を繰り返すケースなどにも適切に対応していく必要がある。
今後の方針	・ 昨今の経済状況により、生活困窮や多重債務等のケースが増えることが予想される。長期化することで問題はより深刻になるため、必要な人が早期に支援につなげることができるよう、具体的な実践例の周知や自殺対策の相談窓口を訪れた生活困窮者を必要な施策に繋げるための方案を検討していく。 ・ 生活困窮や多重債務などを繰り返すケースでは、包括的・継続的な支援が欠かせないため、対象者の生活状況をしっかりと把握し、支援調整会議で支援方針を定めていく。複合的な課題がある場合は重層的支援会議で関係課との協議の上、方針を定めていく。

＜取組の詳細＞

ア. 困窮の脱却に向けた取組

① 生活困窮についての相談

相談窓口があることを庁内外へ周知するとともに、民生委員・児童委員や地域包括支援センター、フードバンクびわ湖や社会福祉協議会等の関係課や関係機関と連携し、相談者と支援者が一緒に考え具体的な支援プランを作成することで、生活困窮状態からの自立に向けた相談支援を行っています。

また、市社会福祉協議会に委託する中、家計管理に課題を抱える人に対して、生活を再建するための家計支援計画を策定し、継続的な家計表の作成支援や生活福祉資金貸付制度の利用支援を行い、早期の生活再建を図っています。

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
自立相談支援 延べ件数	686 件 (実件数 132 件)	1,070 件 (実件数 667 件)	982 件 (実件数 472 件)
住居確保給付金	実相談数 2 人 実支給数 2 人	実相談数 143 人 実支給数 54 人	実相談数 43 人 実支給数 34 人
就労準備支援 延べ件数	95 件 (実件数 8 件)	75 件 (実件数 7 件)	108 件 (実件数 9 件)
家計改善支援 延べ件数	77 件 (実件数 19 件)	38 件 (実件数 13 件)	19 件 (実件数 4 件)
生活困窮者 自立支援金等	-	-	初回 163 件 (実 69 人) 再支給 52 件 (実 31 人) 生活支援物資の配付 138 世帯



② 就労準備事業

NPO 法人に委託し、生活習慣やコミュニケーション能力等の課題により直ちに就職が困難な人に対し、就労体験等を通して就労意欲の喚起や就労に必要な基礎能力を形成し、就労に向けた準備支援を実施しています。

③ 高校生までの子どもに対する学習支援

生活困窮世帯等の子ども（小４～高３）に対して、基礎学力の向上を図るための学習支援を関係機関と連携しながら実施しています。生活面に課題のある子どもも多いため、生活支援や居場所づくりとしての役割も担っています。

	令和元年度	令和２年度	令和３年度
学習支援 延べ利用者数	161 人 (実利用者数 13 人)	139 人 (実利用者数 11 人)	114 人 (実利用者数 11 人)

④ ひとり親家庭等支援についての相談

ひとり親家庭の生活相談、就労相談等に応じ、適切な支援を行うとともに自立と生活の安定を図るため、就労支援や経済的支援（貸付制度や訓練給付金）を行っています。また、新型コロナウイルス感染症の影響による経済的な負担の軽減のため令和３年度に特別給付金の支給を行いました。

イ. 多重債務・消費者問題への取組

① 多重債務・消費者問題等の相談

重層的支援体制の中で多重債務や消費者問題に関する相談支援を実施し、債務整理に導いています。

	令和元年度	令和２年度	令和３年度
多重債務 相談件数	38 件	48 件	41 件

② ギャンブル依存症に対する相談

ギャンブル依存症に関する相談があった場合、県で実施しているアディクションセミナーや家族会等の情報提供を行い、関係課と連携した支援を行っています。また、ギャンブル依存の相談窓口については、市の相談窓口一覧としてチラシを作成し、関係機関で配布・市のホームページで啓発しています。

(4) 働く人への支援

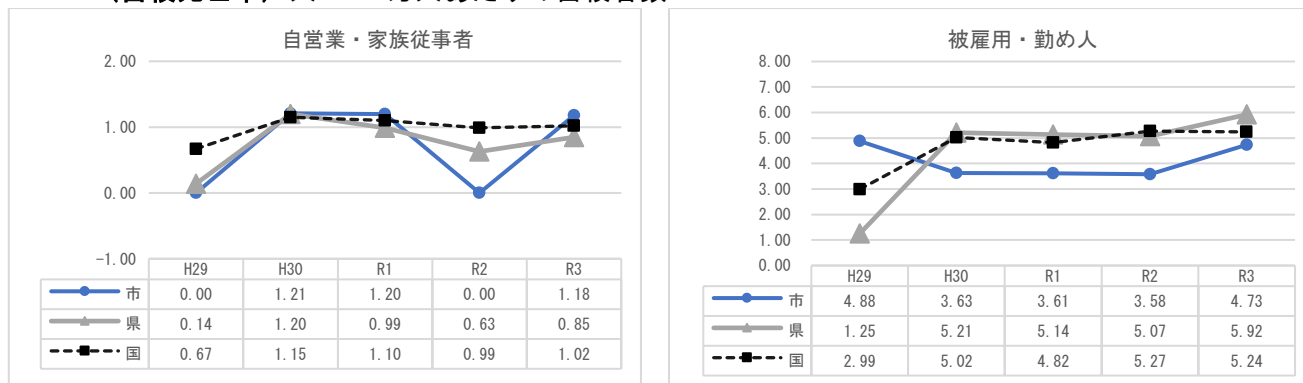
- (1) 就労相談や求人相談の実施および安定した就労を継続できるように企業訪問等を実施する。
- (2) 働く人が心の健康を損ねることを未然に防ぐため、メンタルヘルスに関する研修会を実施する。
- (3) 勤務に関する問題で悩みを抱えた人を適切な相談機関につなぐため、相談窓口の周知啓発を行う。

(関連計画) 第2次健康もりやま21(休養・心の健康)

●実績値の推移

滋賀県の自営業・家族従事者の自殺死亡率は、概ね横ばいとなっています。被用者・勤め人の自殺死亡率は平成30年度に上昇し、その後、概ね横ばいとなっています。本市においては、概ね横ばいとなっています。

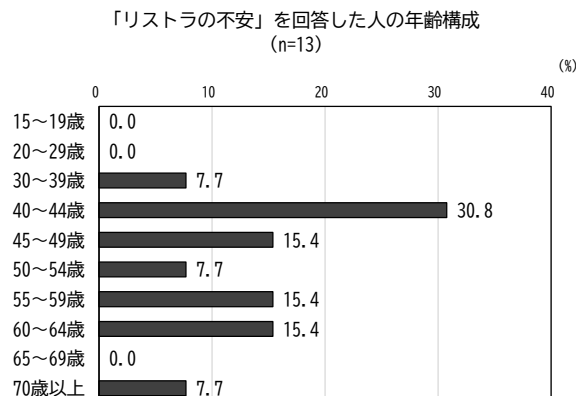
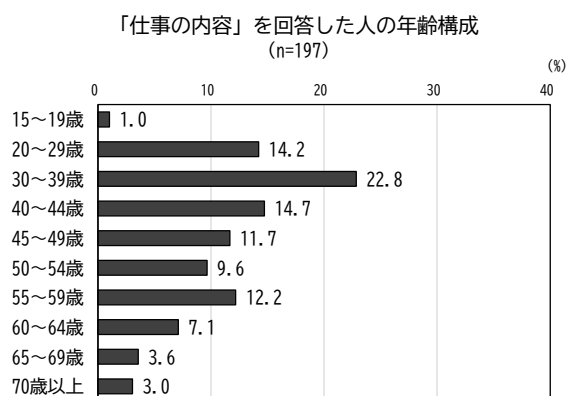
(自殺死亡率) 人口10万人あたりの自殺者数

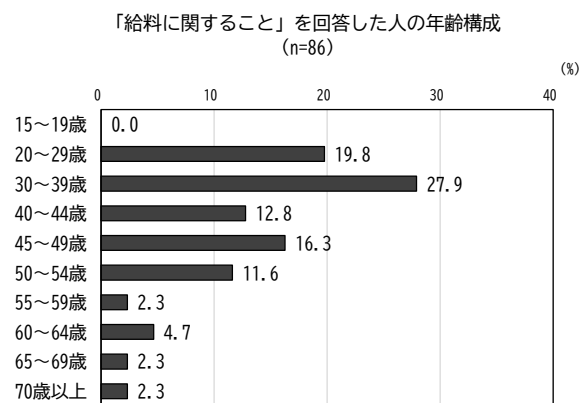
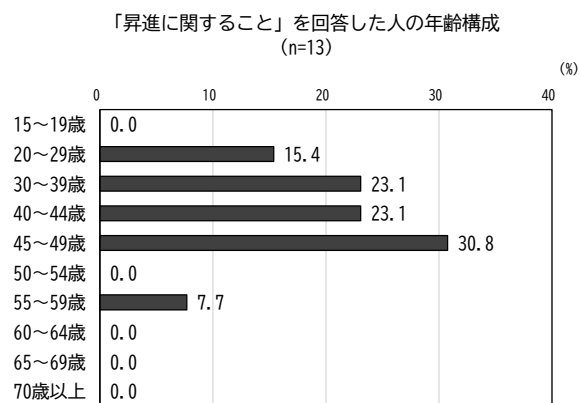


出典：「地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）」

■ 市民アンケート調査結果

【仕事に関することが悩みとなっている人の年代】





どの年代も仕事の内容や立場に応じて悩みやストレスを抱えており、とりわけ「30～39 歳」「40～44 歳」は多くなっています。抱える悩みは年代によって様々で、給与に関する悩みは「20～29 歳」「30～39 歳」で最も多くなっています。「45～49 歳」では「昇進に関すること」の悩みやストレスが他の年代よりも多くなっています。

<評価の総括>

評価	B (概ね計画通り達成できた)
実績概要	ア. 就労に関する取組 自営業者への取組 ・生活困窮者で新たに就職を希望される方や障害者等の就労困難者に対して、関係課・関係機関と連携し、就労相談・支援を実施した。 ・企業訪問時や研修会の際に、企業・事業所で活用できる各種助成金の情報提供を行った。また、コロナ禍の影響で休業やシフト減を強いられた方、資金繰りが悪化した個人事業主等からの相談に対応した。 イ. 働く人への啓発 ・メンタルヘルスやハラスメント防止、コロナ差別防止に関する啓発 DVD の貸出を行うとともに、コロナ差別やコロナ禍に起きるハラスメントに関する研修会を行った。 ・市のホームページにストレスチェックリストを掲載し、ストレスチェックの推進を図った。
評価と課題	・令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響による解雇や雇い止めを受けた方や、一時的に収入が減収した方からの相談に対応し、再就職に向けて支援を行った。しかし、職種によっては希望に合った仕事の求人がなく、就労が困難な場合があった。 ・特に就労困難者においては、職種のこだわりや人間関係のトラブル、就労先の企業・事業所の理解不足により、就労が困難であったり、就労定着しないケースが多い。また、複数の就労阻害要因を抱えるケースもある。 ・働く人のメンタルヘルス対策について、ストレスチェックの推進や研修会の開催など実施することができた。一方で、コロナ禍によるテレワークの推進など、生活リズム・職場環境の変化が起こっているため、新しい生活様式に合わせた施策の検討が必要である。 ・精神障害者の雇用について、管理者と現場に温度差があり、雇用や就労の継続に至るのが困難な事例がある。
今後の方針	・就労困難者それぞれが抱える就労阻害要因を把握・整理し、相談者の自己肯定感と就労意欲を高めて就労に結びつけるとともに、企業・事業所の理解促進、就労先の開拓も進める。 ・働く人が生活時間や睡眠をしっかりと確保し、健康な生活を送るための支援に努めていく。 ・企業訪問の際に精神障害者雇用に関する取組や課題をヒアリングする中で、精神障害者について理解を深め雇用につなげられるよう取り組む。

＜取組の詳細＞

ア. 就労に関する取組 自営業者への取組

① 就労に関する相談

生活困窮者で新たに就職を希望される方に対して、個々にあった仕事を共に探し、必要に応じて面接対策やハローワークへの同行支援を行っています。また、障害者、ひとり親家庭の保護者、学卒無業者、外国人、就労意欲喪失者、不安定就労者等の就労困難者に対しても、生活支援相談課やこども家庭相談課、納税課等の関係課や外部の関係機関と連携する中、就労安定推進員による就労相談を実施しています。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
就労相談 延べ件数	193 件 (実件数 82 件) 就労に至った相談者 15 人	202 件 (実件数 59 件) 就労に至った相談者 7 人	150 件 (実件数 50 件) 就労に至った相談者 10 人
就労困難者 就労相談 延べ件数	481 件 (実件数 84 件) 新規相談者 24 人 就労に至った相談者 11 人	471 件 (実件数 79 件) 新規相談者 24 人 就労に至った相談者 7 人	450 件 (実件数 94 件) 新規相談者 34 人 就労に至った相談者 11 人

②雇用関係助成金等の情報提供の実施

商工会議所や草津公共職業安定所、働き方改革推進支援センター等との連携のもとで、雇用の安定、職場環境の改善、仕事と家庭の両立支援、従業員の能力・生産性向上等に活用できるよう助成金などに関する情報提供を行います。

イ. 働く人への啓発

① 職域へのメンタルヘルス研修会

メンタルヘルスやハラスメント防止、コロナ差別防止に関する啓発 DVD の貸出を行うなどのほか、こころの健康づくりに関する研修会の実施やチラシの配布等により、うつ病等の精神疾患や自殺の現状について周知啓発を行っています。

② ストレスチェックの推進

企業訪問等の機会を活用し、事業所でのストレスチェック推進やメンタルヘルスに関する取組を促進しています。さらに、市のホームページにストレスチェックリストを掲載し、ストレスチェックの推進を図りました。



